

所 属	健康福祉部 医療整備課		
担当(係)名	医師確保担当	内線	2528

新 医師不足が深刻な病院に対する医師の派遣

< 長期構想推進重点政策枠事業 >

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
18,750	国庫 15,000	負担金、補助及び交付金 18,750
(前年度 0)	一般財源 3,750	

2 背景・現状

医師不足については、医師の絶対数の不足とともに医師の地域偏在という問題があるが、現実的には地方の病院が自力で医師を確保することは非常に困難な状況である。

3 事業目的

医師不足が深刻な病院に対して医師を派遣することにより、地域医療の確保を図る。

4 事業概要

(1) 後期研修医等医師が多く集まる病院から、医師不足が深刻な病院に対して医師の派遣を行う。

(2) 医師派遣元病院に対し、医師派遣による逸失利益（派遣医師が従事していた場合に得られたはずの収入）相当額を助成する。

【派遣元】病院：2箇所程度（県立病院ほか）

医師：4名程度（2名×2病院）

【派遣先】医師不足が深刻な病院

【対象経費】医師派遣に伴う逸失利益相当額

【基準額】派遣医師一人当たり1,250千円/月

【派遣期間】原則6ヶ月

後期研修医とは医師法で定められた2年間の臨床研修（いわゆる初期臨床研修）を修了した後に、専門性を身につけるための研修を受けている医師

(款)4衛生費	(項)1医務費	(目)(2)医務費
(明細書事業名)	医療監視等指導費	
	医師派遣支援事業費	